

川西町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する要綱

平成 28 年 2 月 1 日告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川西町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成 18 年川西町規則第 17 号。以下「指定規則」という。)第 8 条の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定(以下「指定」という。)に係る審査等の基準、手続その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「指定地域密着型サービス等」とは、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 42 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスとする。

(法令遵守)

第 3 条 指定を受けようとする者及び指定を受けた者は、介護保険関係法令及びその他の法令等を遵守するとともに、適正な指定地域密着型サービス等の提供を行うようその運営に努めなければならない。

(事業所開設の審査申込み)

第 4 条 本町において、指定地域密着型サービス等の事業所の開設を申込み事業者(以下「申込事業者」という。)は、法第 78 条の 2 第 4 項各号又は同条第 6 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号又は同条第 4 項各号に規定する事項(以下「欠格事項」という。)に該当しないこと及び申込みを行う事業に係る提案内容を明らかにするため、あらかじめ地域密着型サービス等の事業申込書(様式第 1 号)を町長に提出し、審査を受けなければならない。

2 前項の事業申込書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(全部事項で申込日前 3 月以内に発行されたもの)
- (2) 事業概要(様式第 1-2 号)
- (3) 誓約書(様式第 1-3 号)
- (4) 開設提案書(様式第 2 号)
- (5) 決算書の写し(代表者印により原本と相違ない旨の証明がされたもの)
- (6) 事業収支見込計算書
- (7) その他町長が必要と認めて指示した書類等

3 第 1 項の事業申込書及び第 2 項の書類等(以下「申請書類等」という。)の提出後の変更は、理由のいかんにかかわらず一切認めない。ただし、次条の

補正を求められたときは、この限りでない。

- 4 申請書類等は、理由のいかんにかかわらず一切返却しない。
- 5 同一の指定地域密着型サービス等の事業に対し、申込事業者は、重複して又は別の団体一員として町長に申請書類等を提出することはできない。
- 6 申請書類等の作成に伴う必要な費用は、全額申込事業者の負担とする。

(申請書類等の補正)

第5条 申込事業者は、申請書類等の補正を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに、補正に応じなければならない。

(実施予定事業者の選定)

第6条 町長は、川西町地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴いたうえで、指定地域密着型サービス等の事業の実施予定事業者（以下「選定事業者」という。）を選定する。

- 2 町長は、前項により選定した選定事業者に対し、選定通知書（様式第3号）によって通知するものとする。
- 3 町長は、選定事業者とならなかった申込事業者に対し、不選定通知書（様式第4号）によって通知するものとする。

(指定の申請手続)

第7条 選定事業者は、町長が定める期日までに指定規則第2条で定める指定地域密着型サービス事業所指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（以下「指定申請書」という。）を町長に提出して、欠格事項に該当しないことを明らかにしなければならない。

- 2 指定申請書には、町長が指定地域密着型サービス等の種類に応じ、必要な事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 町長は、必要に応じ、選定事業者に対し、説明、報告等を求めることができる。

(指定申請の補正)

第8条 町長は、指定申請書及び前条第2項に定める書類等（以下「指定申請書類」という。）が提出されたときは、記載事項に不備がないこと、必要な書類等が添付されていること等の指定申請の形式上の要件に適合しない申請について、選定事業者に対し、速やかに補正するよう求めるものとする。

(変更の届出等)

第9条 町が指定した指定地域密着型サービス等の事業者（以下「指定事業者」という。）は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の13第1項各号又は第140条の30第1項各号に掲げる事項について変更したときは、遅滞なく指定規則第3条で定める変更届出書に町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 2 指定事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、町長にあらか

じめ変更に係る資料を提出して協議しなければならない。

(1) 利用定員等の変更

(2) 面積要件を伴う事業の実施場所の変更

(事業所等の廃止等)

第10条 指定事業者は、事業所等を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所等の利用者が継続して居宅サービス等を受けることができるための措置を講じなければならない。

2 指定事業者は、事業所等を休止しようとする場合は、指定規則第3条で定める廃止・休止・再開届出書により、町長にその期間を届け出なければならない。この場合において、その休止期間は、1年以内とする。

3 町長は、前項に規定する休止期間を経過した後も、再開の届出がない場合又は次条に規定する再開の協議が行われない場合は、指定事業者に対し、廃止の手続きを行うよう指導するものとする。

(事業所等の再開)

第11条 休止している事業所等を再開しようとする指定事業者は、あらかじめ再開に係る協議を行わなければならない。

(指定の更新の申請手続)

第12条 指定事業者は、指定の更新を受けようとするときは、指定規則第5条で定める指定地域密着型サービス事業所指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（以下「指定更新申請書」という。）を町長に提出して、欠格事項に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 指定更新申請書には、次に掲げる事項を記載した書類等を添付しなければならない。

(1) 誓約書

(2) その他町長が必要と認めて指示した事項を記載した書類等

(他市町村に所在する事業所等の指定等の取扱い)

第13条 町長は、他市町村に所在する指定地域密着型サービス等の事業所等を指定しようとするときは、あらかじめ所在地市町村の同意を得なければならない。指定を更新しようとするときも、同様とする。

2 他市町村に所在する指定地域密着型サービス等の事業所等の指定等の手続については、第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第7条及び第8条中「選定事業者」とあるのは、「指定を申請する他市町村に所在する指定地域密着型サービス等の事業所」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。